

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

森林保全課

長野県告示第573号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年10月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

上水内郡信州新町大字信級字篠沢748の1、764（次の図に示す部分に限る。）、字もあう坂683の1、字向平4388、4390、4391、大字左右字久保田尻20014から20017まで、戸隠村大字豊岡字母袋9256の口、9259の1、9259のハ、9259のニ、9260の2、9260のイ、9260のロの1、9260のハ、中条村大字住良木字熊かせ8150から8156まで、8157のイ、8157のロ、下水内郡栄村大字北信字大八2201の1、2203、2205、2208の1、2219、2221、字たに2226の1、2226の2、2227、2231の1、2233の4、2240の1、2241の1、2242の1、2246の1、2247、2248の1、2263、2264の2、2267の1、2268、2269の1、2270の2、2271の1、2271の4、2272、2273の1

（2）指定の目的

土砂の流出の防備

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（7）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

上水内郡信州新町大字上条字一之段2234、2236

（2）指定の目的

土砂の崩壊の防備

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（7）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

長野県告示第574号

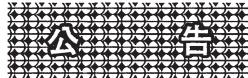
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2 第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成16年10月18日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松本市大字里山辺字千鹿頭5204の5
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林保全課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年10月18日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
千曲都市計画下水道 千曲市公共下水道
- 2 縦覧場所
長野県生活環境部水環境課生活排水対策室及び千曲市都市計画課

水環境課生活排水対策室

公告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により平成15年8月及び9月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表します。

平成16年10月18日

長野県知事 田中康夫

製造事業場等の名称及び所在地	収去所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要							備考
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	カルシウム(%)	りん(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	その他の検査(水分)(%)	
中部飼料株式会社本社工場 愛知県知多市北浜町14番地6	株式会社小松種鶏場 松本市	マル中印幼す用配合飼料 幼す名人後期	平成16年7月	19.5以上	2.5以上	0.80以上	0.50以上	6.0以下	8.0以下	—	
				19.5	4.1	1.11	0.69	2.6	5.7	11.9	
清水港飼料株式会社清水工場 静岡県静岡市幸町5番地12	株式会社降旗産業 松本市	肉用牛肥育用配合飼料 はく麦	平成16年8月	12.5以上	2.0以上	0.10以上	0.10以上	9.0以下	9.0以下	—	
				14.0	2.9	0.14	0.42	4.2	3.4	12.6	
協同飼料株式会社鹿島工場 茨城県鹿島郡神栖町大字東深芝2番地6	永井繁治商店 東御市	種豚飼育用配合飼料 ロイヤルライフ	平成16年7月	14.5以上	2.0以上	0.65以上	0.55以上	7.0以下	9.0以下	—	
				15.0	2.7	0.75	0.61	3.8	5.0	12.4	
中部飼料株式会社本社工場 愛知県知多市北浜町14番地6	有限会社山本照会 北佐久郡浅科村	マル中印若令牛育成用配合飼料 きらめきRM育成腹づくり	同上	17.0以上	1.5以上	0.30以上	0.30以上	12.0以下	10.0以下	—	
				19.4	2.9	0.53	0.42	9.2	5.5	11.1	
雪印種苗株式会社鹿島工場 茨城県鹿島郡神栖町大字東深芝2番13	信栄飼料株式会社 佐久市	ノーサン印肉牛肥育用配合飼料 Y那須ビーフ前期	平成16年8月	15.0以上	2.5以上	0.05以上	0.40以上	7.0以下	8.0以下	—	
				15.7	3.6	0.09	0.49	6.4	3.5	11.3	
中部飼料株式会社本社工場 愛知県知多市北浜町14番地6	長野商事株式会社 上田市	マル中印種豚飼育用配合飼料 ブリードアップEME	平成16年7月	17.0以上	4.5以上	0.70以上	0.60以上	6.0以下	8.0以下	—	
				18.1	4.5	1.00	0.74	3.0	5.5	11.5	
清水港飼料株式会社清水工場 静岡県静岡市幸町5番地12	株式会社宮下商店 千曲市	まるス印ほ乳期育成用配合飼料 ニューマックス	平成16年8月	18.0以上	4.0以上	0.60以上	0.50以上	3.5以下	7.0以下	—	
				18.4	5.4	0.78	0.50	3.0	4.3	12.7	

(注) 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考欄にその成分の過不足量(絶対量)を示します。

畜産課

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の事由による穂高町中原土地改良区の解散を、平成16年10月12日認可しました。

平成16年10月18日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認しました。

平成16年10月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 農地保有合理化法人の名称

- ・松本ハイランド農業協同組合
- ・大北農業協同組合

2 事業の種類

- ・松本ハイランド農業協同組合
農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に規定する事業
- ・大北農業協同組合
農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に規定する事業

農村整備課

公告

南安曇郡矢原堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年10月18日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

理事

新 任

氏 名	住 所
小倉慶治	南安曇郡豊科町大字田沢6216番地1
高橋保雄	南安曇郡豊科町大字田沢6821番地1
堀金昭一郎	南安曇郡豊科町大字南穂高875番地
飯沼俊彦	南安曇郡豊科町大字南穂高4479番地1
降旗正道	南安曇郡豊科町大字南穂高3002番地
青柳和水	南安曇郡豊科町大字豊科5470番地3
臼意良衛	南安曇郡穂高町大字穂高1337番地2
山地肅	南安曇郡穂高町大字穂高1097番地
深澤正博	南安曇郡穂高町大字穂高1461番地
浅川登志雄	南安曇郡穂高町大字穂高1831番地
青柳勇	南安曇郡穂高町大字穂高4330番地口の2
後藤道信	南安曇郡穂高町大字穂高4961番地1

重 任

氏 名	住 所
丸山與七	南安曇郡豊科町大字高家2796番地
林鐘江	南安曇郡豊科町大字南穂高1945番地
小穴桓司	南安曇郡豊科町大字南穂高1753番地

山田峻義	南安曇郡豊科町大字南穂高3402番地
丸山清友	南安曇郡豊科町大字南穂高5177番地
森山茂	南安曇郡穂高町大字穂高399番地
望月皎也	南安曇郡穂高町大字穂高2830番地

退 任

氏 名	住 所
森山朋義	南安曇郡豊科町大字田沢6468番地2
小倉信明	南安曇郡豊科町大字田沢6966番地
細萱一成	南安曇郡豊科町大字南穂高81番地
鳥羽仁良	南安曇郡豊科町大字南穂高2782番地3
坂槻吾一	南安曇郡豊科町大字豊科5271番地
西澤辰雄	南安曇郡穂高町大字穂高820番地
臼井三郎	南安曇郡穂高町大字穂高1436番地
竹岡美喜雄	南安曇郡穂高町大字穂高1700番地
相馬嵩	南安曇郡穂高町大字穂高1995番地
宇留賀輝夫	南安曇郡穂高町大字穂高2710番地
牛流弘次	南安曇郡穂高町大字穂高4593番地

監 事

新 任

氏 名	住 所
大倉睦	南安曇郡豊科町大字豊科5384番地1
等々力納	南安曇郡穂高町大字穂高2712番地

重 任

氏 名	住 所
山田市忠	南安曇郡豊科町大字南穂高3989番地
蓮井八喜男	南安曇郡穂高町大字穂高723番地

退 任

氏 名	住 所
矢崎榮市	南安曇郡豊科町大字豊科5272番地
松澤宏	南安曇郡穂高町大字穂高4335番地1

土地改良課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年10月18日

長野県岡谷工業高等学校長 古澤繁喜

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
電気科電子計算組織 一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書のとおりです。
- (3) 借入期間
平成17年1月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 借入場所
長野県岡谷工業高等学校
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であ

- るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4 第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
岡谷市神明町二丁目10番3号
長野県岡谷工業高等学校
電話 0266 (22) 2847
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成16年10月25日 午前11時
イ 場所 長野県岡谷工業高等学校 給食室
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年11月2日 午前11時
イ 場所 長野県岡谷工業高等学校 給食室
 - (4) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

正 誤

平成16年10月14日付け目次中

ページ 行 誤
1 下から1 一般競争入札正
特定調達契約に係る落札者の決定

情報公開課